

論文の内容の要旨

論文題目：韓国における木造住宅生産と小規模住宅生産者の役割

氏名 金善旭

本論文は、近年増加し続けている韓国における伝統的な木造戸建住宅を対象とし、文献調査による歴史的な背景及び変遷の把握、統計資料に基づく現状の分析、現地調査による事例の収集と分析をもとに一度失われた伝統的な建設技術の復興の過程を明らかにすると共に、日本の木造住宅生産との比較分析を通じて、韓国における木造住宅生産の現状と今後の展望を論じたものである。

本論文は6章で構成されている。

第1章においては研究の背景と目的を述べた。

1950年代までの韓国では木造住宅が最も一般的な構造形式であったが、韓国戦争による森林資源の荒廃と戦争後の乱伐、その後の急激な都市化の進展に伴う深刻な住宅不足等の問題により、鉄筋コンクリート造の集合住宅を中心とした住宅の大量生産システムが一般化し、木造住宅の生産は激減した。その結果、木造住宅生産は衰退し、途絶えることとなった。

しかし、近年韓国では住宅ストックが総世帯数を上回り、住宅の大量生産を必要としない時代に入っており、自然志向の高まりやマンション住居文化への反動などの居住者の住宅に対する認識変化に伴って、少ないながら多様な構造形式や建て方の住宅が建てられるようになった。このような民間需要の変化と共に、世界的な資源・環境問題に関する危機意識を背景とした木材利用の再評価と、伝統文化を発信する政策の展開の中で、伝統構法を用いた木造住宅である韓屋（以下、韓屋）を現代的な住宅として普及・定着する取り組みが始まっている。しかし、施工者の属性や技能者の実態、材料の入手方法といった現場

レベルの情報は、行政担当者であっても把握できていないのが現状であり、韓国の木造住宅生産に関する既往の知見は希少である。このように、実態の把握がなされていない状況下における技術的・制度的取り組みは、実践にあたって様々な問題を生じる可能性が高く、韓屋の普及は一時的な流行に止まり定着までに至らない恐れがある。

そこで本研究は、韓屋を現代における住宅として普及・定着するために建築諸主体に必要とされる要件を、①韓国と構法や生産体制において類似な特徴を持つ日本の木造軸組構法住宅の成立過程と近年の取り組みの把握、②現在の韓国における木造住宅生産の実態把握、③韓屋生産関連建築諸主体により行われている技術的・制度的取り組みの評価、を通じて明らかにすることを目的とした。

第2章では、韓国の住宅生産に関する文献と公的機関から発表されている各種統計資料をもとに、住宅における i) 需要、ii) 供給、iii) 政策、iv) 生産主体、の4点の変化に着目して、韓国における住宅生産の変遷を整理した。

その結果、1950年代以前は韓屋が主な住宅形式であったが、1960～70年代は組積造の戸建住宅、1980年代以後は鉄筋コンクリート構造の集合住宅が主な住宅形式であること、などの住宅生産上の特徴を把握した。また、韓国の住宅生産者は、規模の大きい少数のアパート建設業者と、零細な多数の単独住宅などを主に建設する業者により構成されていること、1997年の経済危機以後は建設業者の構成や従業員数に大きな変化がみられること、会社組織の縮小は建設業の全体的な傾向であること、などの特徴を明らかにした。

第3章では、行政や木造住宅生産関連実務者などへの聞き取り調査に基づき、韓国の木造住宅生産における変遷と振興に関する近年の取り組みを把握した。また、構法や生産体制において韓屋と類似した特徴を持つ日本の木造軸組構法住宅を対象とした文献調査を行い、その成立過程と近年の取り組みについて整理し、今後の韓国における木造住宅生産の方向性を考察するための知見を得た上で、韓屋振興に関する取り組みにおける問題点を明らかにした。

韓国における木造住宅生産は1990年頃から再開され、2000年代中頃からは着工数が急激に増加している。その背景には居住者の住宅に対する認識変化と資源・環境問題から提案された木材利用の拡大、伝統文化の発信などがある。そのうち「伝統」という属性が注目されて韓屋が木造住宅振興に用いられるようになる。しかし、韓屋生産は技術と生産体制の面で連続性が欠けているため、韓屋とその生産システムを今の状況に合わせて復活及び改良する必要があった。

連続性という側面からみると日本の木造軸組構法は、途絶えずに日本の住宅生産を代表する構法であり続けてきた。近世以前は伝統構法のみであった軸組構法は、構造性能の改善と共に、莫大な住宅需要を背景に住宅の外観と生産形態が変化する中で、所謂在来構法として確立され、伝統構法とは分けられるようになった。しかし、継続的に実施されてきた行政主導の技術と生産体制の合理化と近代化の取り組みで、在来構法の技術や生産体制に残されていた伝統的な要素は更に薄まった。その結果、伝統的かつ地域固有の技術・資源・生産体制を活用した住宅生産の新たな取り組みが展開されつつある。以上の日本の木造住宅生産の変遷からは、住宅生産において合理化だけが考慮されることは、伝統的な技術や生産体制が失われると共に画一化する結果を生み、後年になってから伝統性と地域性を回復する取り組みが求められるとなる、という構造があると考えられる。

一方、普及・定着を目的とする韓屋生産に関する取り組みは、技術面では価格と品質における合理性の追求が優先されており、制度面では伝統的な価値感の継承が強調されるなど、取り組み種類と主体によって優先する価値が異なっており、韓屋に用いられた技術の伝承や生産体制の維持に関する取り組みが欠けている。これを上述の日本の事例と併せて考えると、韓屋生産において保持されてきた技術や生産面での伝統は、失われてゆく可能性が高いと推察できる。

第4章では韓国西南部・全羅南道で進められている幸福村事業を対象として、韓国での韓屋建設振興事業における当該事業の特徴を明らかにすると共に、韓屋普及に向けた地方自治体（全羅南道）の取り組みの実行にあたっての問題点を明らかにした。

幸福村事業は、国土海洋部の新韓屋政策等の、2000年以降の韓屋再評価の先駆的な取り組みと位置づけられる。これまでソウルや全州で行われてきた韓屋の保存修復や観光資源としての韓屋活用に対して、幸福村事業は実際に居住するための韓屋を、木造住宅着工数が限られている韓国において、年間数百棟という規模で供給する点に大きな特徴があることを明らかにした。

韓屋の普及に向けた全羅南道（地方自治体）の主な取り組みとして、標準設計図の作成と金融支援制度があげられる。しかし、金融支援を受けるための審査・検査基準は、伝統的な外観を維持することが重視されており、技術的な開発や取り組みは追求されていないことが問題であると指摘した。

第5章は、第4章で対象とした幸福村事業における生産主体を対象とした、聞き取り調査の結果とその分析である。

韓国では小規模な木造建築の施工に建設業や住宅建設業の登録は必要ではないが、幸福村事業では建設業や住宅建設業の登録に加え、全羅南道が定めた一定基準を満たす施工会社のみ韓屋施工を行えている。施工会社 21 社の聞き取り調査から、①韓屋に対する関心の高まりと共に韓屋建設に進出した会社が多いこと、②他の事業を並行して行っている場合が多いが、会社の規模は比較的小さいこと、③受注経路が限られているため、事業エリアも限られることが多いこと、④会社の属性によらず、伝統的な意匠に関するこだわりが見られること、を施工会社の特徴として明らかにした。

また、幸福村事業での生産システムにおいては、①既存の韓屋建設市場と異なる低価格の韓屋建設市場が形成されている一方で、②設計・施工共に近年価格の上昇が見られる他、③施工会社の属性に関係なく、韓屋専門職人、特に施工・設計に関しては大工への依存度が高く、④安価な代替材や流通過程の簡略化などの方法で工事費用を削減していること、などの特徴を明らかにした。

第 6 章では、各章で得られた知見をもとに今後韓国における木造住宅、特に韓屋生産の可能性と展望について述べた。

住宅を普及・定着させるためには、適切な価格と適切な構造・環境性能の確保が重要な課題である。韓国における木造住宅生産は戦後に新たな住宅構法が導入されたため途絶えており、技術と生産体制の双方で連続性を欠いている。その連続性の欠如を補うために、国・地方自治体・民間のそれぞれが技術・制度・教育面での取り組みを行っているが、そのうち性能と価格に直結するのは技術的取り組みである。一方、韓屋が持つ伝統的な価値は定量化が困難であり、共通認識も欠如しているため、このようなことが新たな技術を導入する際に障壁となっていることを指摘した。

以上より、韓屋が韓国における現代における住宅形式の一つとして普及・定着するには、次のようなことが必要であると考えられる。一つ目は、韓屋ではなく韓屋生産、つまり外観だけではなく、構法や生産体制も含めて共有可能な韓屋生産の定義と価値基準を明確にすることである。二つ目は韓屋に用いられた伝統技術や生産体制を継承し、維持してゆく仕組みを作り上げることである。三つ目は、伝統構法により実現できる構造性能及び環境性能を適切に評価する手法や指標を確立すると共に、それを建設事業の中で反映される仕組みを構築すること、例えば現行の審査・検査制度に性能規定や仕様規定の形で盛り込むことが考えられる。